

改 平成二〇年 八月二九日規則第七八号 平成二四年一〇月一六日規則第六六号  
正

埼玉県平和資料館管理規則をここに公布する。

埼玉県平和資料館管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県平和資料館条例（平成五年埼玉県条例第五号。以下「条例」という。）  
第十七条の規定に基づき、埼玉県平和資料館（以下「資料館」という。）の管理に関し必要な事項  
を定めるものとする。

一部改正〔平成二四年規則六六号〕

(資料の特別利用)

第二条 学術上の調査又は研究のために資料館の資料を特別に利用しようとする者は、知事の承認を  
受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、様式第一号の資料特別利用承認申請書を知事に提出しなけれ  
ばならない。

3 第一項の承認は、様式第二号の資料特別利用承認書を交付して行うものとする。

一部改正〔平成二四年規則六六号〕

(資料等の館外利用)

第三条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十条に規  
定する教育機関その他知事が別に定める団体は、知事の承認を受けて資料等（資料館の資料及び当  
該資料を展示するための備品その他の物品をいう。）を資料館の外で利用することができる。

2 前項の承認を受けようとするものは、様式第三号の資料等館外利用承認申請書を知事に提出しな  
ければならない。

3 第一項の承認は、様式第四号の資料等館外利用承認書を交付して行うものとする。

4 第一項の規定による利用の期間は、三十日以内とする。

一部改正〔平成二四年規則六六号〕

(指定管理者の指定の申請)

第四条 条例第九条第一項の規定による申請は、知事が指定する期限までに様式第五号の指定管理者  
指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

二 知事が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財  
産目録又はこれらに準ずる書類

三 知事が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

四 組織及び運営に関する事項を記載した書類

五 条例第八条第二項の指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

追加〔平成二四年規則六六号〕

(利用料金の承認の申請)

第五条 指定管理者は、条例第十四条第二項の規定により利用料金について知事の承認を受けよう  
とするときは、様式第六号の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成二四年規則六六号〕

(利用料金の減免承認の申請)

第六条 指定管理者は、条例第十六条の規定により利用料金の減額又は免除について知事の承認を受  
けようとするときは、様式第七号の利用料金減額（免除）承認申請書を知事に提出しなけれ  
ばならない。

追加〔平成二四年規則六六号〕

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、資料館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

一部改正〔平成二四年規則六六号〕

附 則

この規則は、平成五年八月一日から施行する。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成二十四年十月十六日規則第六十六号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

様式第1号

（第2条関係）

一部改正〔平成20年規則78号・24年66号〕

様式第2号

（第2条関係）

一部改正〔平成24年規則66号〕

様式第3号

（第3条関係）

一部改正〔平成20年規則78号・24年66号〕

様式第4号

（第3条関係）

一部改正〔平成24年規則66号〕

様式第5号

（第4条関係）

追加〔平成24年規則66号〕

様式第6号

（第5条関係）

追加〔平成24年規則66号〕

様式第7号

（第6条関係）

追加〔平成24年規則66号〕